

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原

章

<p>路 線 名</p>	<p>鴻巣川島線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡川島町大字伊草字上宿並 八一番一地先から 同郡同町大字伊草字上宿並七一 番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年三月二十五日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十八年三月二十五日 付け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第五号におけ る道路区域の供用開始であ る。延長一八七・二二メー トル。</p>